

平成26年度の年金額

1 平成25年10月、26年4月、27年4月からの年金額の改定について

平成25年9月分までの年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

このため、年金給付の差額（基礎年金+厚生年金）は、毎年約1兆円にもなっていました。過去の累積（平成12～24年度）では約8兆円にも達しています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月に1%、平成26年4月に1%、および平成27年4月に0.5%、合計2.5%を段階的に減額することにより特例水準を解消することになりました。

また、消費者物価指数・名目手取り賃金率によっても変動させることになっています。

	平成25年9月以前	平成25年10月	平成26年4月	平成27年4月（推定）
国民年金 （老齢基礎年金（満額））	65,541 円/月	64,875 円/月 （△666 円）	64,400 円/月 （△475 円）	64,400 円/月 （前年度と同額）
厚生年金 （夫婦2人分老齢基礎年金を 含む標準的な年金額）	230,940 円/月	228,591 円/月 （△2,349 円/月）	226,925 円/月 （△1,666 円/月）	226,925 円/月 （前年度と同額）
特例水準の解消のために	特例水準により同額	1%減額	1%減額	0.5%減額
消費者物価指数・名目手取り 賃金率による変動率	特例水準により 変動なし	本来の改定月でない ため変動なし	+0.3%変動	特例水準の解消までとさ れているので+0.5%変動
調整後の実際の減額率	増減なし	1%減額	0.7%減額	増減なし（推定）

※ 平成27年度の年金額に対する物価上昇率を1.1%、賃金上昇率を0.8%と推定しています。平成27年度の年金額は特例水準が解消されるまでとなっているため、物価上昇率は反映されず、26年度と同額になると推定されます。

※ 平成27年度以降の年金額は、マクロ経済スライド（現役世代の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも低く抑える制度）が発動されるため、賃金や物価が大幅に上昇しない限り、年金額は減少するか前年と同額になります。

※ 実際に引き下げになる額は、端数処理等の理由により、減額率と完全には一致しません。

※ 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の年金額です。

2 遺族基礎年金の父子家庭への支給

配偶者が平成26年3月31日以前に死亡したとき	配偶者が平成26年4月1日以後に死亡した時
① 「配偶者」が死亡した場合に、残された遺族が18歳年度末未満の子のある「配偶者」または18歳未満の子であって、 ② 年収が850万円未満であるとき（生計維持関係）	
受給できるのは妻または子	受給できるのは、妻、夫、または子

妻または夫が受給できる平成26年度の遺族基礎年金額

遺族基礎年金額	子の加算（第1子・第2子）	子の加算（第3子以降）
772,800 円	各 222,400 円	各 74,100 円

3 厚生年金未加入期間についての相談受付を始めました

対象となる方は、会社で勤務していたにも関わらず、会社が厚生年金保険加入手続を行わなかったことにより年金額が低額となっている方で、以下のすべての要件を満たした方です。

- ① 老齢厚生年金の受給権が発生している方
 - ② 本来加入すべきであった期間に勤務していた会社が現在も存在している方
 - ③ 給与明細書、賞与明細書、通帳等で当時の給与が確認できる方
 - ④ 必要に応じて、東京都千代田区の当事務所までお越しいただける方
- 担当 酒井健介（電話 03-3230-4600）までお気軽にご相談ください。